埼玉バーチャル観光大使オーディション

２次選考・最終選考参加同意書

　埼玉バーチャル観光大使オーディション（以下「オーディション」という。）の１次選考を通過したVTuberには、オーディションの２次選考及び最終選考に参加するに当たり、下記事項について同意していただく必要があります。

（２次選考・最終選考における留意点）

１　本同意書に同意した２次選考参加者には、２次選考で制作する動画（以下「選考用制作動画」という。）に関する謝礼として、「２次選考及び最終選考における謝礼の支給について」（別紙１）に従って、金額を支給します。

２　２次選考参加者は、別に定める「埼玉バーチャル観光大使の就任条件」を理解し、納得したうえで、２次選考・最終選考に応募するものとします。

３　埼玉県が選考用制作動画を、オーディション特設WEBページを通じて公開する前に、２次選考参加者は、埼玉県の許可なく事前に動画の公開を行わないものとします。

４　最終選考の結果、埼玉バーチャル観光大使に選考された場合は、「埼玉バーチャル観光大使の就任条件」に基づく「埼玉バーチャル観光大使による埼玉観光PR動画の制作・配信等業務委託契約」を埼玉県との間で締結します。

（選考用制作動画の権利について）

１　選考用制作動画の所有権は、埼玉県に帰属します。

２　２次選考参加者は、埼玉県の許可なく、選考用制作動画に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、副次的に再委任することはできません。ただし、あらかじめ埼玉県の書面による承認を得た場合は除きます。

３　選考用制作動画の著作権（著作権法（昭和45年５月６日法律第39号）第21条から第28条までの規定に関する権利をいう。以下同じ。）及び所有権は、選考用制作動画の納品が完了したときをもって２次選考参加者から県に帰属し、２次選考参加者は選考用制作動画の著作者人格権を埼玉県または埼玉県が指定する第三者に対して行使しないものとします。

４　２次選考参加者は、選考用制作動画について、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないものであることを保証するものとします。

５　埼玉バーチャル観光大使の活動を行う上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、２次選考参加者が対応するものとします。

６　前項において、選考用制作動画が第三者の著作権等を侵害するものであると判断される場合には、２次選考参加者と埼玉県が協議の上、２次選考参加者は次の各号のいずれかの措置をとるものとします。

（１）選考用制作動画を侵害のないものに改変すること

（２）埼玉県が選考用制作動画を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

７　選考用制作動画に使用する写真やイラスト、動画、音楽等が他社（者）に権利が帰属する場合には、２次選考参加者の責任により権利処理を行うものとし、その責任を負うものとします。

８　選考用制作動画は、以下の範囲において埼玉県または埼玉県が指定した第三者が利用し、上映時間調整等のために編集することを認めます。

・オーディション特設WEBサイト、その他埼玉県がかかわるWEBサイト、SNS等での配信・投稿

・埼玉県の観光行政に資する取組（物産展や埼玉観光PRイベント等での放映）。

（禁止事項）

１　オーディション及び選考結果に関する誹謗中傷及び、他の参加者、関係者を傷つける行為は禁止します。

２　２次選考参加者は、オーディションに関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はオーディション以外の目的に利用することを禁止します。

（その他）

１　オーディションに関わる情報の発信については、「埼玉バーチャル観光大使オーディション情報発信に係る注意事項」（別紙２）を御確認いただき、遵守してください。

２　本同意書に掲げられた項目は、オーディションが終了した後においても同様とします。

　上記事項について同意いたします。

(個人の場合)

　　　　　　　　　　　　　　　　申込者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

　　　　　　　　　　　　　　　　申込VTuber名称

（事務所所属の場合）

会社名

会社代表者名

住所

電話番号

E-mail

所属部署（担当者氏名）

申込者氏名

申込VTuber名称

埼玉バーチャル観光大使の就任条件

　埼玉バーチャル観光大使として選任されるVTuber（以下「観光大使VTuber」という。）には、下記事項について、同意していただく必要がございます。

（埼玉バーチャル観光大使の業務）

１　２次選考を通過したVTuberが、最終選考の結果、埼玉県から埼玉バーチャル観光大使候補に選ばれた場合には、埼玉県が指定する下記の委託業務を受託していただき、業務を履行していただきます。

【委託業務】

　・業 務 名　埼玉バーチャル観光大使による埼玉観光PR動画の制作・配信等業務委託

　・契約期間　契約日～令和４年３月３１日まで

　・契約金額　1,000,000円（税込）

　・業務内容　（１）観光大使が出演する任命式の動画制作

（２）埼玉県が計画する企画に基づき、令和４年３月３１日までに、VTuberが出演する５分程度の観光PR動画を３本制作（観光PR動画の観光動画素材は県が用意）

（３）埼玉バーチャル観光大使の活動であることが明確に分かるような外見デザインの制作（例：埼玉県名物のワンポイントをつける、既存衣装の配色を変更、独自コスチュームの制作など）

※原則、令和３年１２月に予定している任命式までに（３）の制作を行うこと。

２　埼玉県は、以下の期間において、「埼玉バーチャル観光大使」に任命します。

　・期間：任命日～令和４年３月３１日

　　（令和４年度以降については、活動方針が決まりましたら、任期の延長を調整させていただきます。）

３　観光大使VTuberは、「埼玉バーチャル観光大使」として制作する動画（以下「本件成果品」という。）を、埼玉県の許可なく公開を行わないものとします。

（「埼玉バーチャル観光大使」として制作する動画の権利について）

１　埼玉バーチャル観光大使という名称は、埼玉県に帰属します。ただし、観光大使VTuberが“埼玉バーチャル観光大使”を広く周知する取組において、公序良俗に反しない場合には、埼玉県に事前に許可を得ることを条件に利用することができます。

２　本件成果品の所有権は、埼玉県に帰属します。

３　観光大使VTuberは、県の許可なく、「埼玉バーチャル観光大使」の地位並びに同活動に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、副次的に再委任することはできません。ただし、あらかじめ埼玉県の書面による承認を得た場合は除きます。

４　業務委託契約に基づいて県に納品された本件成果品の著作権(著作権法（昭和４５年５月６日法律第３９号）27条及び28条の権利を含む)は、県に帰属し、観光大使は本件成果品の著作者人格権を県または県が指定する第三者に対して行使しないものとします。

５　観光大使VTuberは、本件成果品及びそれらを用いた観光大使としての活動について、第三者の著作権等の知的財産権を侵害しないものであることを保証するものとします。

６　観光大使の活動を行う上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、観光大使VTuberが対応するものとします。

７　前項において、本件成果品の全部又は一部が第三者の著作権等を侵害するものであると判断される場合には、観光大使VTuberと埼玉県が協議の上、観光大使VTuberは次の各号のいずれかの措置をとるものとします。

（１）本件成果品を侵害のないものに改変すること

（２）埼玉県が本件成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

８　前項で定める著作物に第三者の権利が含まれる場合、その都度観光大使VTuberが埼玉県の指示に基づいて必要な権利処理を行い、第三者の権利を侵害しないよう注意する義務を負うものとします。観光大使VTuberは、当該権利処理の範囲内でその使用を行い、許諾された範囲を超えて使用することを希望する場合は、あらかじめ埼玉県に通知することとし、その使用条件及び使用範囲等については、別途埼玉県と観光大使VTuberとの協議の上これを取り決め、観光大使VTuberが必要な権利処理を行うものとします。

（禁止事項）

　　観光大使VTuberは、「埼玉バーチャル観光大使」活動に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用することを禁止します。

（その他）

　　前項に掲げられた項目は、「埼玉バーチャル観光大使」活動が終了し、又は解任された後においても同様とします。

（別紙１）

２次選考及び最終選考における謝礼の支給について

〇　２次選考及び最終選考の対象に選ばれたVTuberには、それぞれ下記金額の謝礼を支給いたします。

・　埼玉県の観光・物産の魅力が伝わる動画（３～５分程度）および自己紹介動画（１～２分）を納品し、本オーディション選考で活用するのに問題がない動画であると埼玉県が確認したものについて、50,000円

〇　前項の支払いは、制作した動画をオーディション事務局に納品後、埼玉県が検証を終了することを条件に、オーディション終了後、指定の口座に事務局からお振込みいたします。

（別紙２）

埼玉バーチャル観光大使オーディション情報発信に係る注意事項

　埼玉バーチャル観光大使オーディション(以下「オーディション」という。)では、SNSやYouTube等を積極的に活用し、オーディションを盛上げていきたく考えております。

　つきましては、下記事項を除き、オーディションに関わる参加者のSNSやYouTubeなどでの情報発信は、原則として自由に実施していただいて構いません。

〇　SNSやYouTubeなどの情報発信を通じて、選考及び選考結果に関する誹謗中傷、他の参加者・関係者を傷つける行為及び過度に他の参加者との競争を煽る行為は行わないでください。

〇　オーディションに関するSNSやYouTubeなどの情報発信による参加者がトラブルに巻き込まれた場合、埼玉県は一切の責任を負いません。（各投稿、情報発信について、参加者自身が責任を持って行ってください。）

〇　２次選考で制作する動画について、オーディションの特設ページ公開以前に参加者自身のアカウントで公開することは禁止します。

※　上記事項について、事務局が不適切と判断した参加者については、オーディションへの参加資格を失う場合がございます。